

特定事業所集中減算 について

名古屋市
介護保険課



特定事業所集中減算

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、**1月に200単位を所定単位数から減算**する。

※厚生労働大臣が定める基準

→ 正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。



指定居宅介護支援等の基本方針

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

【居宅介護支援等運営基準 1 条の 2 第 3 項要約】



運営基準減算

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること


について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算される。

「説明」とは、文書を交付することによる説明を要する。口頭説明した旨を支援経過に記録するだけでは不足。



判定期間と減算適用期間

毎年度2回、減算の要件に該当しないか判定する。

判定期間		届出	減算適用期間
3月～8月	減算に該当したら 	9/15まで	10月～3月
9月～2月		3/15まで	4月～9月

減算の場合は減算適用期間の居宅介護支援すべてに減算を適用

※適用期間は特定事業所加算を算定できない

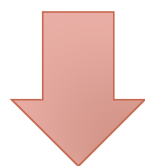


判定方法

① 判定期間に作成した下記サービスを位置付けた計画数をそれぞれ算出

・ 訪問介護 ・ 通所介護（地域密着型通所介護） ・ 福祉用具貸与

② 各サービスで最も紹介件数の多い法人（紹介率最高法人）を位置付けた計画数を算出



同一法人単位であり
系列法人は含まない

いずれかのサービスについて②÷①が80%を超える場合、減算となる。



算定手続

判定期間	期日	処理
3月～8月	9/15まで	・減算とならない場合 →算定根拠の書類を5年間保存
9月～2月	3/15まで	・減算となる場合 →下記書類を指定指導センターに提出

特定事業所集中減算届出書

特定事業所集中減算届出書に係る計算書

+ 次頁の追加書類



追加書類

新規に減算となる場合または減算でなくなる場合

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式01）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算様式02）

紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合

- ・ 同一法人事業所一覧

正当な理由がある場合（**正当な理由がある場合も届出が必要**）

- ・ 正当な理由の範囲
- ・ 添付書類（「計算で除外するケアプラン等の写し」
「利用者が事業所を希望したことがわかる書類の写し」等）



80%を超えることについての正当な理由

- ① サービス事業所が少数である場合
- ② 指定居宅支援事業所が小規模である場合
- ③ サービスの利用が少数である場合
- ④ サービスの質等により特定の事業者に集中していると認められた場合
- ⑤ その他正当な理由と市町村長が認めた場合



① サービス事業所が少数である場合

居宅介護支援事業者の運営規程に定められた「通常の事業の実施地域」に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合

※みなし事業所はカウントしない

(例) 訪問介護事業所が4事業所、通所介護事業所が10事業所ある地域の場合

→訪問介護は紹介率最高法人の割合が80%を超えても減算とならないが、

通所介護は80%を超えると減算



②指定居宅支援事業所が小規模である場合

判定期間の1月当たりの平均ケアプラン件数（介護予防を除く）が20件以下である場合



③サービスの利用が少数である場合

判定期間の1月当たりのケアプランのうち、それぞれのサービスが位置付けられたプラン件数が1月当たり平均10件以下である場合

(例) 訪問介護が位置付けられたプラン数が1月当たり平均5件、
通所介護が位置付けられたプラン数が1月当たり平均20件である場合

→訪問介護は紹介率最高法人の割合が80%を超えても減算とならないが、
通所介護は80%を超えると減算

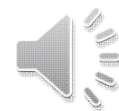


④ サービスの質が高いこと等により特定の事業者に集中していると認められた場合

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けていて、

地域ケア会議等に当該利用者のケアプランを提出し、支援内容についての意見・助言を受けているものについて、

「判定方法」の分母・分子の両方から除外して判定すると80%以下となる場合は減算しない。



⑤ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【前提】

- ・ 居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、
- ・ 対象の居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている

訪問介護

- ・ 紹介率最高法人の事業所のうち、特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所について「判定方法」の分母・分子の両方から除外して判定すると80%以下となる場合は減算しない。



⑤ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【前提】

- ・ 居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、
- ・ 対象の居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている

訪問介護

- ・ 紹介率最高法人の事業所のうち、通院等乗降介助を行える事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満であり、当該事業所の通院等乗降介助を記載しているケアプランを「判定方法」の分母
- ・ 分子の両方から除外して判定すると80%以下となる場合は減算しない。

⑤ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【前提】

- ・ 居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、
- ・ 対象の居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている

通所介護（地域密着型通所介護）

- ・ 紹介率最高法人の事業所のうち、栄養改善加算、口腔機能向上加算及び個別機能訓練加算のすべてを算定している事業所について「判定方法」の分母・分子の両方から除外して判定すると80%以下となる場合は減算しない。



⑤ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【前提】

- ・ 居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、
- ・ 対象の居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている

通所介護（地域密着型通所介護）

- ・ 紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として居宅から最も近い事業所であるということがアセスメントまたはケアプラン等に記載されている者のケアプランを「判定方法」の分母・分子の両方から除外して判定すると80%以下となる場合は減算しない。



ご視聴いただきありがとうございました。

